

北海道障がい者スポーツ指導者バンク事業実施要領

(平成17年12月 2日 決定)

(平成19年12月 3日 改正)

(平成27年 7月15日 改正)

1 目的

スポーツを愛好する道内の障がい者の方々に対して、個々のニーズに応じた適任の指導者を紹介するとともに、日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導者の積極的な活用を図ることを目的とする。

2 登録者の資格

日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導者の資格を有する者又は、資格申請の受付中の者であること。

3 登録手続

登録を希望する指導者は、登録シート（別記様式）に必要事項を記入の上、北海道障がい者スポーツ協会に申し込むこと。

4 登録者の情報

北海道障がい者スポーツ協会は、登録者の情報をデータベース化し、有効に活用するとともに、個々のデータについては厳正に管理し、個人情報本事業以外に活用することを禁ずる。

5 登録者情報の公開

登録者の情報については、北海道障がい者スポーツ協会ホームページの指導者情報サイトから照会するものとし、一般には非公開とする。

6 登録者の活用手続

北海道障がい者スポーツ協会は、依頼者から登録者に関する照会があった場合は、速やかに仲介・調整を図り、登録者名簿から適任の指導者を紹介する。依頼を受けた登録者は、可能な限り協力するものとする。

7 登録者の活動費用

登録者の活動に要する費用（交通費等）は、依頼者と協議の上、応分の負担を相手方に求めることができる。

8 登録者の安全管理

登録者は、指導する対象者の安全管理に努めるとともに、自己の安全についても充分配慮すること。